

一関工業高等専門学校男女共同参画推進委員会規則

(平成25年3月29日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校運営組織規則（平成17年7月14日全部改正）第29条第2項の規定に基づき、男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 教育研究活動全般を通じた男女共同参画の推進に関する事。
- 二 ワークライフバランスを図るための環境整備に関する事。
- 三 男女共同参画の意識啓発に関する事。
- 四 学生及び教職員の意識、ニーズの把握と方策に関する事。
- 五 その他本校の男女共同参画の推進に必要な事項に関する事。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、校長が指名した者をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときには、委員長の指名した委員がその職務を行う。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長が指名する男性及び女性教員 各2名
- 二 校長が指名する男性及び女性職員 各1名
- 三 事務部長
- 四 総務課長
- 五 その他、校長が必要と認めた者 若干名

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要あると認めた場合は委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(専門部会)

第6条 委員会に、特定の事項を調査・検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会長及び委員は、委員長が委嘱する。
- 3 専門部会での検討結果は、委員会に報告するものとする

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。